

岐南町地域福祉計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

福委第18号 岐南町地域福祉計画策定業務委託

2. 期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

3. 目的

本業務は社会福祉法第107条に基づき、第3期岐南町地域福祉計画（平成31年～平成35年）を策定するため、国や県の動向、岐南町の状況等を的確に把握し、岐南町が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める計画を策定するとともに、計画を策定するために設置する委員会等の運営支援や資料作成業務について委託するものである。

4. 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、県の関連計画、岐南町の概要及び社会経済的特性等について、岐南町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は、調査票の設計及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果全般の取りまとめを行う。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送・回収は岐南町が行う（郵送費については岐南町が負担する）。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	1,000人
サンプル数見込み	600票（60%回収）
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 各種現状分析

①各種統計資料の取りまとめ

岐南町の現行計画や福祉等の関連施策の実態把握及び課題の検証等を行い、直近5箇年の福祉サービスの実績等各種統計資料を取りまとめる。

②施策現状の取りまとめ

町総合計画等の上位計画及び関連計画等を活用して本町における地域福祉施策の現状を取りまとめ、課題を抽出する。

③現行計画の評価

①②を参考に現行計画の評価を行う。

(4) 関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会等、地域福祉の関係団体等に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は岐南町が行い、受託者が結果を取りまとめる。

(5) 住民ワークショップ実施

住民参画の一環として、地域住民との協働体制をともに考えるためのワークショップ（2回開催予定）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等、初回ワークショップ参加）を行う。

(6) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要な事項を記入する。各担当課への配布・回収は岐南町が行い、受託者が結果を取りまとめる。

(7) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査等の結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(8) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び岐南町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(9) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系を取りまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(10) パブリックコメントの実施支援

本計画のパブリックコメントの実施のために必要な資料・データの提供等、岐南町への支援を行うとともに、その対応策についても検討を行う。

(11) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、議事録の作成（要旨）と協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

5. 成果品

- ・アンケート調査報告書（A4版、100頁程度、表紙／本文1色）：電子データ
- ・地域福祉計画本編（A4版、100頁程度、表紙／本文1色、無線綴じ）：100部
- ・地域福祉計画概要版（A4版、8頁程度、フルカラー、中綴じ製本）：1,000部
- ・上記データ一式

6. その他

- (1) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変化した場合には、岐南町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 業務を進行する上で必要な書類については、岐南町から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (3) 受託者は個人情報の適切な取扱を保証できることとし、業務中に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (4) 岐南町の要望に合わせて、常に情報交換できる体制を確立すること。
- (5) 成果品については、全て岐南町に帰属するものとし、岐南町の許可無く他に公表・貸与・使用してはならない。
- (6) 業務中、計画策定に関する最新の情報取得に最大限努めること。また、情報取得の遅れにより、業務に支障が出ることをしないよう留意すること。
- (7) その他本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ岐南町と協議し、決定すること。